

[事案 24-207] 転換契約無効請求

・平成 25 年 7 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

思っていた契約内容とは異なっていたこと等を理由に、契約転換の無効、および転換前契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 2 月、入院特約付きの養老保険が 80 歳満期だったので、終身保障の保険を希望したところ、利率変動型積立保険を提案され、契約転換したが、以下の理由により、契約転換を無効にして転換前契約に戻してほしい。

- (1) 募集人から、転換前契約が解約となるとの説明がなされなかった。
- (2) 80 歳以上長生きすれば転換後契約の積立金が増えると思っていたのに（80 歳で 1,000 万円になると思っていたのに）そうならない。
- (3) 転換後契約に私の妻の手術給付金等の保障がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、複数回訪問を重ね、複数プランの提示等、慎重に申立人のニーズを確認しながら手続きを行なっている。
- (2) 本件は、申立人のニーズとして明確であった医療保障の終身化や手元資金の流動化の要望にもとづき、当初の医療保障保険の追加加入提案から方向性を変更し、アカウント型保険への契約転換を提案したものであり、予定利率が高い転換前契約についても全部を契約転換する提案とはせず、申立人のニーズを確認しながら最終的な案として提示している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、要素の錯誤（民法 95 条）による転換の無効と判断し、具体的な錯誤の内容は以下のとおり判断する。

- (1) 本契約転換がなされても転換前契約は消滅（解約）しないと思っていたのに、実際は転換前契約が消滅したこと
- (2) 転換後契約の積立金が 80 歳で 1,000 万円に達すると思っていたのに、実際はそうならないこと
- (3) 転換後契約にも転換前契約と同様に申立人の妻の手術給付金等の保障があると思っていたのに、実際には妻の保障はないこと、と判断する。

2. 以下の理由により、申立人が錯誤に陥っていたと認めることはできない。仮に、申立人に主張のような錯誤が存在したとしても、重大な過失があったと言わざるを得ないため、申立人から無効を主張することはできない。

(1) 設計書（契約概要）には、契約転換制度の説明がなされ、さらに「契約転換制度（下取り制度）にあたっての留意点」として、「現在のご契約は無くなります」「現在のご契約を下取りした金額（転換価格）は、ご提案プランの主契約部分である保険ファンドに充当されます。保険ファンドについて、以下の点をご確認ください。・・・積立金から保険料を振り替えているため、積立金はそのつど減少します」と記載されており、「見直しのポイント」として、「ご家族の入院・手術等に関する保障はなくなります」と記載されている。

(2) 上記設計書には、「現在のご契約」（転換前契約）と「ご提案プラン」（転換後契約）との分かりやすい比較表（転換比較表）が掲げられており、「入院・手術等」の項目では、吹き出しの中に「ご提案プランにはご家族の保障はありません」と明記されている。

(3) 上記設計書には、保険ファンド（積立金）の推移が記載されており、それによると、10年後（80歳時）の積立金は326万円余と記載されており、「付加されている特約の保険料は保険ファンド（積立金）から振り替えられます。したがって保険ファンド（積立金）は毎月減少します」とも記載されている。

(4) 申立人が自署捺印し、自身で記入している「保険契約転換申込書兼告知書」には、主契約・特約の内容が記載されているが、その中に申立人の配偶者に対する保障は記載されていない。

(5) 「意向確認書」には、「・・・保険料の全部を積立金（ファンド）から充当するために積立金が減少することをご了承いただいていますか」との質問項目があり、申立人は「はい」に丸印を付け、署名している。